

公益社団法人

入間東部シルバー人材センター

(富士見市・ふじみ野市・三芳町)

# 入会説明会

～ 入会説明会 次第 ～

1. シルバー人材センターについて
2. 入会申込書の記入方法について
3. その他・質疑応答



## はじめに

2016年4月1日、ふじみ野市、富士見市、三芳町にあった3つのシルバー人材センターが合併し、

### 公益社団法人

## 入間東部シルバー人材センター

が誕生しました。

シルバー人材センターは基本的に各市町村単位で組織されていますが、近年の高齢社会や、今後のシルバー人材センターに寄せられる期待に応えるため、もともと地域的にもつながりの強い2市1町のセンター同士の合併となりました。

これにより、会員には

- ① **より多くの会員と交流をもつことができる**
- ② **就業先の選択肢が増える** (地域を越えた就業が可能)

といったメリットがもたらすことができました。



みなさんも、入間東部シルバー人材センターの会員になって、お仕事や地域の活動に参加して、

**仲間と一緒に自分も地域も  
元気にしていきましょう!**

※入間東部シルバー人材センターは、営利を目的としない、公共性・公益性の高い団体「公益社団法人」です。市役所や町役場の出先機関ではありません。

## 会員になるためには(会員になる条件)

### 【入会条件】

- ・心身ともに健康で、働く意欲がある方
- ・ふじみ野市、富士見市、三芳町に在住する、60歳以上の方
- ・センターの理念や目的を理解し、賛同された方

## シルバー人材センターの理念・目的

### 【ここがポイント!】

- ・センターの理念は「自主・自立、共働・共助」(全国共通)
- ・センターの目的は高齢者の「生きがいづくり」

### 1. シルバー人材センターの理念



### 「自主・自立、共働・共助」

- ① 自主・自立 積極的に事業や運営を行う・参加する
- ② 共働・共助 会員同士力を合わせて働き、助け合う

### 2. シルバー人材センターの目的

社会参加



① 高齢者の経験や能力を活かし、地域社会の活性化を目指します。

② 就業を通じて、高齢者の喜びや『生きがいづくり』を目指します。

健康維持

仲間づくり

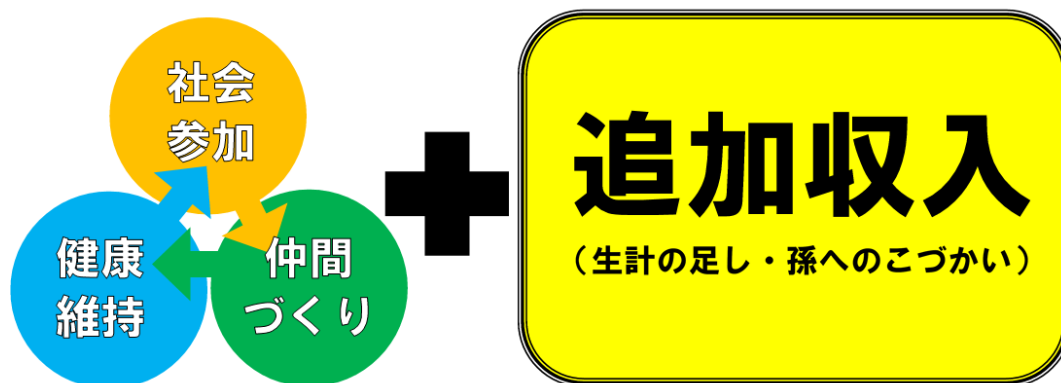
# シルバー人材センターの働き方

## 【ここがポイント！】

- ・「生きがいづくり」+ 『追加収入』
- ・月10日または週20時間程度の軽易な業務《臨・短・軽》
- ・請負や委任による契約に基づいた就業

## 1. シルバー人材センターの会員として働く

①単に仕事をしてお金を得ることが目的ではありません。



②「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」となります。

⇒ 基本的に「**月10日または週20時間**」程度の就業となります。

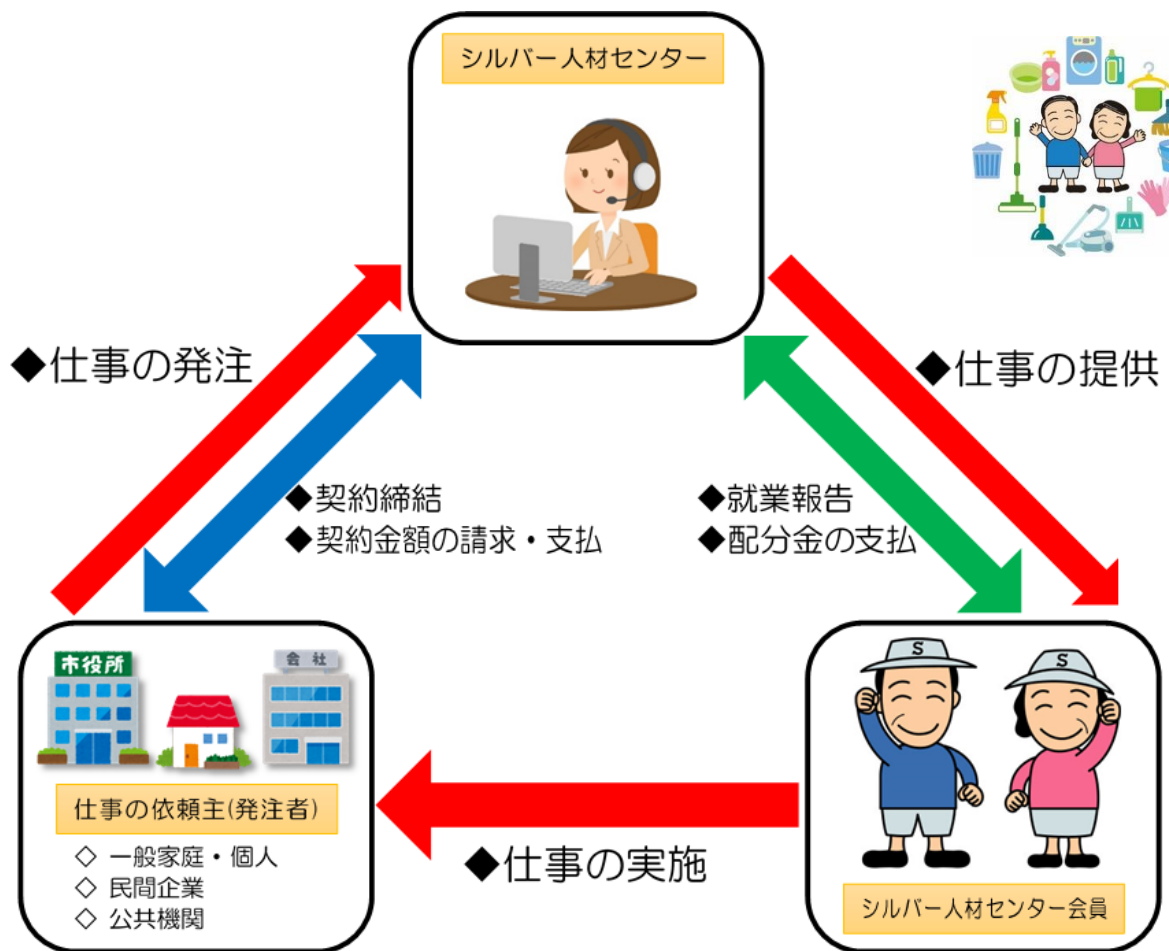
⇒ その他の軽易な業務とは、特別な知識や技能を必要としない業務です。

## ※就業について

シルバー人材センターの会員になることは、就業や収入の保証がされることではありません。

- ・雇用による就業とは違い、必ず就業ができるとは限りません。
- ・シルバー人材センターはハローワークではありません。

## 2. 請負・委任による就業について



発注者に対して、センターが全面的に責任を負っており、  
発注者と会員の間には雇用関係は一切存在しません。

シルバー人材センターは、高年齢者にふさわしい仕事を発注者（一般家庭・民間企業・公共機関）から、請負・委任というかたちで引き受けます。

センターが引き受けた仕事は、会員に再請負・再委任というかたちで提供します。仕事を引き受けた会員は仕事が完了すれば、その内容・就業実績に応じて報酬（「配分金」という）がセンターから支払われます。

### ※労災保険等について

発注者と会員の間には雇用の関係はありません。そのため、労災保険をはじめ各種労働法の適用はありません。ただし、就業中または就業途上の事故については団体傷害保険（シルバー保険）が適用されます。（P9 参照）




### 3. 配分金と就業の例

#### 【ここがポイント！】

- ・配分金は「月末締め、翌20日支払い」
- ・配分金は「雑所得」扱い、各自で確定申告を

- ①配分金は、1ヶ月分をまとめてセンターから指定の口座（本人名義）へ毎月20日（土・日・祝日の場合は直前の営業日）に振込みます。
- ②配分金は雑所得として扱われます。
- ③毎年1月中旬頃、1年間の収入について証明書をセンターより発行しますので、各自で確定申告をおこなってください。

#### 【就業の例】

<p><b>例1 「アパートの共有部清掃業務」</b></p> <p>時 間 8:30~10:30 曜 日 月・水・金 内 容 外階段、廊下、ゴミ置場等の清掃 報 酬 300,000 円程度（月額）</p>	
	<p><b>例2 「カゴ・カート回収業務」</b></p> <p>時 間 10:00~19:00 曜 日 毎日（数名でローテーション） 内 容 カゴ・カートの回収、整理 報 酬 60,000 円程度（月額）</p>
<p><b>例3 「公民館管理」</b></p> <p>時 間 17:00~22:00 曜 日 週3日程度（数名でローテーション） 内 容 公民館利用者受付、見回りなど 報 酬 65,000 円程度（月額）</p>	

#### ※就業の種類について

シルバー人材センターの就業は、上記の例のような年間を通したお仕事の他に、個人の都合に合わせてできる単発的な就業（例：除草作業、植木剪定、イベントの駐輪場整理、家事援助など）もあります。



# シルバー人材センターの会員として

## 【ここがポイント！】

- ・センターが主催する行事などをおして会員交流
- ・気が合う会員同士、一緒に集まって活動

## 1. センターが主催する行事などをおして会員交流

地域の道路清掃や、お祭りの後のゴミ拾いなど、ボランティア活動や、会員同士が交流できるイベントが年に数回開かれます。普段会えない会員と出会えるチャンスです！

☆センターが主催する行事の例☆

- ◇グラウンド・ゴルフ大会
- ◇会員親睦旅行
- ◇シルバーフェスティバル



## 2. 気が合う会員同士、一緒に集まって活動

- ①同じ仕事場（仕事別グループ）の仲間と交流
- ②同じ趣味の仲間と活動（手芸サークル、カラオケサークルなど）

# 年会費について

- ①年会費は2,400円（4月から翌年3月まで）です。
- ②最初の年会費は月割りとし「200円×3月までの月数分」となります。  
※入会承認日の属する月より月割りとなります。
- ③年度更新の際、就業中の会員は4月分の配分金より年会費を控除します。
- ④年会費は、主に団体傷害保険や郵送代などに使用いたします。
- ⑤年度途中の退会の場合、年会費の返金はできません。

# 夫婦会員の年会費について

- ①ご夫婦で会員になられた場合、後から入会された会員(会員番号の数字が大きい方の会員)の年会費が半額(1,200円)となります。
- ②年度途中の入会の場合、後から入会された会員(会員番号の数字が大きい方の会員)の年会費が「100円×3月までの月数分」となります。
- ③夫婦どちらかが退会した場合、翌年度から通常の年会費となります。

## よくあるご質問

Q. どのくらいの会員が仕事をしていますか？

A. 会員数が約 1,920 人で、そのうちの 7～8 割程の会員が就業しております。  
※2024年3月時点

Q. 就業先の範囲はどこまでですか？

A. 原則的に自宅近隣のご案内になりますが、可能であればふじみ野市、富士見市、三芳町の2市1町の範囲でのお仕事の案内になります。

Q. どのような仕事がありますか？

A. ① 公 共 施設管理・屋内清掃・公園などの屋外清掃・自転車管理など

② 民 間 事業所の屋内、屋外清掃・カート整理・工場内作業など

③ 家 庭 除草作業・植木剪定作業・その他家事援助サービスなど

④ その他 調理補助・保育補助・品出し・工場内作業など

Q. 派遣による就業もあると聞きましたが、違いは何ですか？

A. おおまかな違いについては下記の表のようになります。  
詳しくは就業前に担当職員より説明がありますのでご確認ください。

	請負による就業	派遣による就業
契約内容	決められた仕事の完成（完了）	労働力の提供（仕事に従事）
指揮命令	なし（受注者側の判断による）	派遣先から指揮命令あり
保険対応	シルバー保険による	労災保険による

Q. シルバー人材センターには年齢制限はありますか？

A. 60 歳以上であれば、どなたでも入会することができます！！  
また、年齢による退会もありません。



# 団体傷害保険(シルバー保険)について

## 1. 労災保険の適用はありません

センターの会員は基本的に、雇用を前提とした各種労働法の適用はありません。したがって会員が就業中などに負傷した場合、労働者災害保険(労災保険)の適用はありません。また、病院を受診する際は、ご自身が加入している健康保険証を使用します。

## 2. センターが団体傷害保険に加入しています

この傷害保険は、センターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合に、一定の補償を行うことを目的とするものであって、医療に対する給付(医師に支払う診療費、入院費、薬剤費等)はありません。

## 3. シルバー保険は、こんな時に使用されます

- ① 会員がセンターから提供された仕事に従事している間。  
※ただし、自宅で仕事に従事している場合は第三者の証明を得ることができないので除外されます。(例：筆耕作業など)
- ② センター主催行事に参加している間。
- ③ 定時または臨時総会等、各種会議に出席している間。
- ④ 就業先や会場と会員の住居との間の通常の経路を往復している間。

## 4. 保険金の種類等

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
(1)死亡保険金	900万円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
(2)後遺障害保険金	死亡保険金の3%-100%	事故日より180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
(3)入院保険金 (1日あたり)	3,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180日を限度とします。
(4)手術保険金	3,000円 ×所定倍率	入院保険金が支払われる場合で、所定の73種類の手術を受けた場合。(所定倍率は、10倍、20倍、または40倍)ただし、180日以内の手術1回に限ります。
(5)通院保険金 (1日あたり)	2,000円	事故日より180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90日を限度とします。

①就業中または就業途上で事故が起きたらすぐに治療を開始して下さい。  
緊急の場合は、119番で救急車を。

②落ち着いたら、センターに事故報告の連絡 ⇒ **049-266-3001**

# 賠償責任保険について

会員自身の怪我以外にも、会員がセンターから提供された仕事の中に、

「**他人の身体、財物に与えてしまった場合**」に、

賠償を担保する保険です。

たとえば…

- ①草刈作業中、小石が飛散し、車を傷つけてしまった。
- ②清掃作業中、誤ってお客さんの物を壊してしまった。
- ③自転車整理中、転倒させて壊してしまった。人にケガをさせてしまった。

このような場合は保険金が支払われることになっています。

ただし、事故の状況によって、会員の自己負担額が発生する場合もあります。

## 安 全 心 得

- 1 作業は安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと
- 2 器具類は使用する前に必ず点検すること
- 3 服装、履物は作業に合った動きやすいものにする
- 4 作業前には軽い柔軟体操をして体をほぐすこと
- 5 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと
- 6 作業現場は常に整理整頓を心がけること
- 7 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと
- 8 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること
- 9 健康には常に注意し、健康な状態で就業すること
- 10 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること

# 入会から就業までについて

## 入会説明会(Web 説明会)に参加 ※1年間は申込可能です。

### 入会申込書の提出

- 受付場所：① 本部事務所  
② 富士見事務所  
③ 三芳事務所  
④ 上福岡事務所

※ 最寄りの事務所へご提出ください。

### 入会申込受付

月曜日～金曜日  
午前9時～12時  
(土日祝は休み)

### ◎申込の流れ

①書類の確認 ⇒ ②会員証用の写真撮影 ⇒ ③今後の流れ説明

申込後、翌週水曜日(原則)に入会承認手続きを行います。その後、「承認通知・会員証」及び「会費納入依頼書(圧着はがき)」がご自宅に届きます。

### 年会費を納入する

※ご自宅に届いた「会費納入依頼書」を使用し、お近くのコンビニでお支払いください。

## 就業案内・申込

- ① 掲示板やホームページの就業情報から申込
- ② smile to smile の就業情報から申込  
→ smile to smile は、個人別の web ページ(要登録)
- ③ 郵送される「お知らせ」の就業情報から申込
- ④ センターから電話によるご紹介



## 就業内容の確認

- ① 担当職員と就業内容の確認や相談
- ② センター職員と同行し現地を見学、内容を確認



## 就業開始

- ① 会員との「共働・共助」や「安全第一」を心がけた就業
- ② 完了後、「報告書」をセンターに提出
- ③ 翌月20日にセンターより「配分金」が支払われます。  
※派遣就業の場合は、翌月末に支払われます。



# 公益社団法人 入間東部シルバー人材センター

本部事務所 場所 〒356-0051 ふじみ野市亀久保 3-3-17

電話 049-266-3001 F A X 049-262-7099

## 本部事務所

〒356-0051 ふじみ野市亀久保 3-3-17



## 上福岡事務所

〒356-0011 ふじみ野市福岡 1-1-1  
(ふじみ野市役所 第3庁舎2階)



## 富士見事務所

〒354-0033 富士見市羽沢 3-23-17  
(鶴瀬公民館隣)



## 三芳事務所

〒354-0041 三芳町藤久保 1100-1  
(三芳町役場敷地内)

